

# 障しょうがいのある人もない人も 心豊こころゆたかに暮くらせる 白杵うすきし市しづくり条例じょうれい

令和2年4月1日 施行



白杵市では、障がいのある人に対する差別の解消及び障がいのある人の権利を尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、障がい及び障がいのある人とその家族に対する市民の理解を深める取組並びに障がいのある人の社会参加に対する支援を更に充実させる必要があると考え、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる白杵市づくり条例」を制定しました。

障がいのある人の権利の擁護等に関する理念が全ての市民に浸透し、障がいのある人もない人も同じ地域社会の一員として、誰もが互いを尊重し、支え合い、いつまでも安全に安心して心豊かに暮らせる白杵市を目指しています。

市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

うすきしふくしか  
白杵市福祉課

# しょう ひと ひと こころゆた 障がいのある人もない人も 心豊

## しょう り ゆう さ べつ きん し 障がいを理由とする差別の禁止

すべ し じん しょう ひと たい しょう り ゆう さ べつ  
全ての市民は障がいのある人に対して「障がいを理由にする差別  
※1」や、その他の権利利益を侵害する行為をしてはいけません。



## しょう り かい そく しん 障がいについての理解と促進

しょう ひと ひと たが そんちよう ささ こころゆた  
障がいがある人もない人も互いに尊重しともに支えあいながら心豊  
かに暮らすことのできる社会を作っていくためには、障がいがある人  
とその家族に関心を持ち、理解を深めていくことが大切です。

そして、障がいに対する誤解や偏見をなくしていく必要があります。  
「障がいのある人もない人もかけがえのない個人として平等に尊重され  
る」という条例の基本理念を浸透させ、障がいのある人とない人の交流  
を推進することにより障がいについての理解を促進していきます。



## ごう り てき はい りよ てい きやう 合理的配慮の提供

しょう ひと まいにち せいかつ おく うえ しょう しゃかいてきしょうへき  
障がいのある人にとって、毎日の生活を送る上で支障となる「社会的障壁※2」をなくして  
いくために「合理的配慮※3」をしなければなりません

## ごう り てき はい りよ ひつよう ば めん 合理的配慮が必要な場面

- ★ い りやう きやう いく りやう いく ほか ふく し てい きやう  
医療や教育、療育その他の福祉サービスを提供するとき。
- ★ し せつ ごう きやう き かん り よう およ てい きやう  
施設・公共機関を利用及び提供するとき。
- ★ じやう ほう しゅう しゅう り よう およ てい きやう  
情報を収集、利用及び提供するとき。
- ★ さい がい じ また きん きゅう じ よう ぐ おこな  
災害時又は緊急時に援護を行うとき。
- ★ しょう ぶん はん ばい ふ どう ざん とり ひき また てい きやう  
商品の販売、不動産の取引又はサービスを提供するとき。
- ★ こ よう  
雇用するとき。
- ★ ほか ごう り てき はい りよ ひつよう  
その他合理的配慮が必要なとき。



# かに暮らせる白杵市を目指して



## ※1 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）とは

直接的（ちよくせつてき）、間接的（かんせつてき）とかかわらず、不当（ふとう）な差別的（さべつてきあつか）扱い（しやう）をするにより、障がいのある人（ひと）の権利（けんり）利益（りえき）を侵害（しんがい）することをいいます。

たとえば・・・

- ★ 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に、商品（しょうひん）やサービス（ていきやう きよひ）の提供（きよひ）を拒否（きよひ）する。
- ★ 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に、窓口（まどぐち）の対応（たいおう）を拒否（きよひ）したり、順序（じゆんじよ）を後回（あとまわ）しにしたりする。
- ★ 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に、必要（ひつよう）がないにもかかわらず（かいかわらず）介護者（かいごしゃ）の同行（どうこう）を求め（もと）るなどの条件（じょうけん）をつける。

## ※2 社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）とは

障がい（しょうがい）のある人（ひと）にとって日常生活（にちじようせいかつ）や社会生活（しゃかいせいかつ）を営む（いとな）上で障壁（しょうへき）となる次（つぎ）のようなこと（しや）を社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）といいます。

たとえば・・・

- ★ 社会（しゃかい）における事物（じぶつ）（通行（つうこう）、利用（りよう）しにくい施設（しせつ）、設備（せつび）など）
- ★ 制度（せいど）（利用（りよう）しにくい制度（せいど）など）
- ★ 慣行（かんこう）（障がい（しょうがい）のある人（ひと）の存在（そんざい）を意識（いしき）していない習慣（しゆかん）、文化（ぶんか））
- ★ 観念（かんねん）（障がい（しょうがい）のある人（ひと）への偏見（へんけん）など）



## ※3 合理的配慮（ごうりてきはいりよ）とは

障がい（しょうがい）のある人（ひと）の性別（せいべつ）、年齢（ねんれい）、障がい（しょうがい）の状態（じょうたい）に応じて発生（はっせい）する社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）を取り除（と）くため、負担（ふたん）になりすぎない範囲（はんい）で、障がい（しょうがい）のある人（ひと）にとって必要（ひつよう）かつ合理的（ごうりてき）な現状（げんじよう）の変更（へんこう）や調整（ちようせい）（おこな）を行う（おこな）ことをいいます。

たとえば・・・

- ★ 障がい（しょうがい）がある人（ひと）の意思（いし）を伝える（つた）るために、手話（しゅわ）や筆談（ひつだん）で対応（たいおう）する。
- ★ 通路（つうろ）に段差（だんさ）がある場合（ばあい）、車椅子（くるまいす）の前輪（ぜんりん）を上げる（あ）手伝い（てつだ）をする。
- ★ 障がい（しょうがい）の特性（とくせい）に配慮（はいりよ）し、会議資料（かいぎしりよう）の文字（もじ）を大きく（おお）したり、振り仮名（ふりがな）をつけたりする。

## 自立と社会参加への支援

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思で、自分らしく生きるための支援や、地域の一員として芸術、文化、スポーツなどを楽しみ心豊かに生活するための支援に取り組むとともに、就労の支援、雇用機会の拡大に取り組めます。



## 親亡き後などの生活維持のための支援

障がいのある人とその家族の多くが、「親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか」、「世話を誰がするのか」など強い不安を持っています。  
障がいのある人が、住み慣れた地域で支えられながら、安心して生活が継続できるよう必要な取り組みを行います。



## 情報の取得と意思疎通への支援

障がいのある人が、障がいの特性に応じて容易に情報を取得することができ、障がいのある人とない人がお互いに意思を疎通することができるよう支援します。  
また、手話は言語であるという認識のもと、手話の理解や普及を図ります。



## 障がいを理由とする差別に対する相談体制

障がいのある人などから、障がいを理由とする差別などについて相談に応じる体制を作ります。  
また、「白杵市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、相談による解決が困難な場合に、助言またはあっせんによる解決を図ります。



お問い合わせ

白杵市福祉課 障がい福祉グループ

TEL : 0972-63-1111

FAX : 0972-63-3063